

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2015年3月-4月

「金及び金製品の輸出入管理弁法」の公布

中国人民銀行と税関総署は、2015年3月4日付けで2015年第1号「金及び金製品の輸出入管理弁法」(以下「弁法」)を共同して公布した。弁法は、金及び金製品の輸出入を規範化して輸出入管理を強化することを目的としている。弁法によると、法人あるいは他の組織体が金及び金製品の輸出入業務を行う場合、中国人民銀行発行の「金・金製品輸出入許可証」を取得して税関の関連手続きを行わなければならない。「金及び金製品の輸出入許可」を申請する場合(輸入される金が公益事業用に供される場合を除く)、法人格を備えかつ直近2年間に違法な行為、または規定違反の行為がないことが要件である。内容詳細は、下記リンク先を参照:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49659/info735766.htm>

2012年版「税則解釈」の改定

税関総署は、2015年3月11日付けで第6号公告を公布し、「輸出入税則商品及び品目注釈」(以下「税則注釈」)を改定した。税則注釈は商品分類の根拠法の1つである。中国は、「商品の名称及び分類の統一システムに関する国際条約」(「HS条約」)の締結国である。そのため、中国税関は世界税関機構(WCO)が編成した「HS条約」に基づき「税則注釈」を制定した。WCOは現在、2012年版「HS条約の付属書」に対して一部を改定中である。中国税関は、WCOが発表した改定の内容に従い、2012年版「税則注釈」を改定したものである。

シルクロード経済ベルトと東北地域における通関一体化改革

税関総署は、2015年3月30日付けで第9号公告を公布し、山東省、河南省、山西省、陝西省、甘肅省、寧夏省、青海省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区(「シルクロード経済ベルト」)の区域の青島、済南、鄭州、太原、西安、蘭州、銀川、西寧、ウルムチ、ラサの税関10箇所を通関一体化改革を開始する。また、同日に第10号公告を公布し、遼寧省、吉林省、黒竜江省、内モンゴル自治区にまたがる大連、瀋陽、長春、ハルビン、フフホト、満州里など税関6箇所も同じく一体化改革が組み込まれ運行する。

広東省における通関一体化改革範囲の拡大

税関総署は、2015年4月7日付けで第11号公告を公布し、広東省の通関一体化改革の範囲を拡大し、2015年5月1日より福建省、広西自治区、海南省の区域の福州、アモイ、南寧、海口など税関4箇所でも地域通関一体化を組み込むことを決定した。

規制の一部廃止と改定

税関総署は、2015年4月7日付けで署令第226号を公布し、1988年4月6日公布の「中華人民共和国税関加工貿易保税工場管理弁法(税関総署「1988」署貨字第343号)」および1993年1月5日公布の税関総署令第41号の2014年5月5日に改定された税関総署令第218号「中華人民共和国税関における進料加工保税集団管理弁法」について、それぞれ廃止することを決定した。また、税関総署は2015年4月28日付けで署令第227号公布「中華人民共和国税関保税倉庫及びその保管貨物に関する規定」など法令6個を改定する。改定内容は、許認可プロセスで必要となる提出資料や登録資本金の要件に関するものであり、直接的には税関実務ではない。

広東省、天津市、福建省の3箇所に新たに自由貿易試験区が正式稼働

中国国務院は、2015年4月8日付けで「中国(広東)自由貿易試験区の全体計画(国発(2015)18号)」、「中国(天津)自由貿易試験区の全体計画(国発(2015)19号)」、「中国(福建)自由貿易試験区の全体計画(国発(2015)20号)」を発表した。これを受け、広東自由貿易試験区、天津自由貿易試験区、福建自由貿易試験区は、4月21日より正式稼働した。その対象となる範囲はそれぞれ、天津自由貿易試験区は、天津港エリア、天津空港エリア及び滨海新区 CBD エリアに及び、広東自由貿易試験区は、広州南沙新区、深圳前海蛇口、珠海横琴新区を、福建自由貿易試験区は、アモイ、福州及び平潭エリアである。

3自由貿易試験区の機能と位置づけはそれぞれ、天津自由貿易試験区は、北京市、天津市、河北省の共同発展及び中国経済モデルチェンジの規範区として位置づけられ、広東自由貿易試験区は、中国本土・香港・マカオの経済連携の緊密化が期待されている。また福建自由貿易試験区は、21世紀海上シルクロードの拠点として、中国・台湾間の経済連携を強化する役割を担うことになる。また、3自由貿易試験区の政策整備では、天津自由貿易試験区は、通関の利便性の向上を図るため、税関管理に新措置18項目を先行導入した。広東省の珠海横琴新区と深圳前海蛇口は、自由貿易試験区としての機能を始動させた。なお南沙は6月より並行輸入車細則を打ち出す予定である。福建省は、4月28日に「中国(福建)自由貿易試験区平潭エリア実施案」を公布した。

「公式価格に基づく輸入 貨物課税価格」の税関査定

税関総署は、2015年4月26日付けで第15号公告を公布し、公式価格決定された輸入貨物の課税価格査定を見直した。納税義務者は、公式価格の輸入貨物契約書に基づき、貨物を初輸入する場合、その輸入地の税関、又は事業地管轄の税関に届出申請を行う。税関は、申請書類の入手日の5営業日以内に登録処理を終えなければならない。また、適格企業に対しては「公式価格契約に関する税関届出表」を送達する。届出結果は、全国の税関で相互承認されるため重複して届出する必要がなくなる。当該公告は、税関総署2006年第11号公告の廃止に伴い、2015年5月1日施行である。

地方税関政策の新展開

北京税関は、2015年4月13日付けで第7号公告を公布し、北京地域の税関特殊監督管理エリアおよび保税監督管理の区内企業が行う保税展示取引に関して説明事項を公表した。詳細の内容は下記リンク先を参照ください。

<http://beijing.customs.gov.cn/publish/portal159/tab60556/info736230.htm>

また、青島税関は、2015年4月16日付けで第1号公告を公布し、青島税関の水陸輸送、航空輸送港湾経由の輸出入貨物に対して、現在の通関関係の書類の取り扱いについては、今後、電子化・ペーパーレス化へ移行させると決定した。詳細の内容は下記リンク先を参照ください：

<http://qingdao.customs.gov.cn/publish/portal105/tab63119/info736890.htm>

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610

Helen Han 韓滢
Director ディレクター
Email: h.han@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7627

Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄
Partner パートナー
Email: anthony.chau@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3206

Dong Cheng 董誠
Director ディレクター
Email: cheng.dong@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3410

Southern China 華南地域

Lilly Li 李一源
Partner パートナー
Email: lilly.li@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8609

Daniel Hui 許昭淳
Partner パートナー
Email: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +85 (02) 2522 7815

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity, © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.